

daily コラム

2022年9月6日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

令和4年分申告書等作成コーナー新機能

今年も早々に新機能を紹介

国税庁のホームページで毎年刷新される確定申告書等作成コーナー。毎年新しい機能を早めに紹介して、利用を促進しています。今年の発表は8月にありましたので、内容を確認してみましょう。

スマホで青色申告決算書等が入力可能に

令和5年1月から、青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能になります。また、パソコン画面も使いやすいようにリニューアルされる予定です。

会計ソフトでもスマホ対応をしているものもあり、すでに経理や決算をスマホで行っている、という方もいらっしゃるはずですが、PCで入力の方が早いという方も多いかもかもしれませんが、フリック入力等を極めたスマホユーザーには嬉しい変更ではないでしょうか。

マイナンバーカードの読み取り回数減

現行は①e-Tax 登録情報確認 ②電子署名の付与 ③e-Tax へのログイン、と3回のマイナンバーカードの読み取りが必要だったものが、過去にマイナンバーカード方式で申告された方については e-Tax へのログ

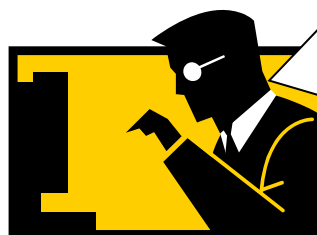
インの1回読み取りのみで済むようになります。

マイナポータル連携による自動入力拡大

マイナポータル連携は、マイナポータル経由で控除証明書等の必要書類データを一括取得し、各申告書の該当項目へ自動入力する機能です。すでにふるさと納税の寄附金控除や、生命保険、地震保険等の控除内容はマイナポータル連携が可能でしたが、令和5年1月以降は1年間分の医療費や公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料もマイナポータル連携の対象となる予定です。

ただし、医療費については健康保険の医療費通知情報から連携が行われるので、自由診療やドラッグストアで購入した薬の費用は対象とはなりませんから、注意が必要です。

マイナポータル連携については今後も順次拡大をしてゆく予定で、給与所得の源泉徴収票や iDeCo、小規模企業共済等掛金も自動入力できるようになるとのことです。



自分で数字は全く打たずに、データ取り込みだけで確定申告書ができる人が出てきますね。